

公益通報の公表について

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例及び同条例施行規則に基づき公表いたします。

1. 通報の件名

- (1) 済美教育センター元会計年度任用職員Aによる業務における私有パソコンの利用及び私有パソコンの利用に伴う情報資産の持ち出し
- (2) 済美教育センター会計年度任用職員Bによる勤務時間の不正及び不適切な自動車通勤
- (3) 馬橋小学校の児童指導要録の紛失
- (4) 非常勤教員に係る不適切な人事配置

なお、(3)については、令和5年10月10日に情報提供した「区立子供園及び区立学校の指導要録の紛失」の事案における、個人情報情報を紛失した小学校7校のうちの1校です。

2. 経緯

令和5年9月26日に区長の附属機関である杉並区公益監察員に公益通報があり、同監察員による調査が行われ、11月30日付けで調査結果報告書の提出を受けました。

その後、同報告書に基づき区による調査を実施し、現時点で判明している事実等について杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例に基づき公表するものです。

3. 公益監察員による調査結果の概要

- (1) 私有パソコンを用いていたことは事実として認められ、私有パソコンを利用していたということは情報資産を持ち出して利用していたといえる。
- (2) 勤務実態と合わない出退勤の修正が行われていたと認められる。また、自動車通勤を複数回行い、通勤手当についても交通機関を利用した前提で受領したことが認められる。
- (3) 故意に隠蔽等が図られていた事実は認められないが、適切な対応がとられなかったことについては、任務け怠※があったと認めざるを得ない。
- (4) 不適切な配置に気づき、速やかに適切な人事配置が行われていることを確認した。
※け怠（懈怠）…怠けること、怠ること

4. 岸本聡子区長のコメント

このたび判明した職員の起こした不適切な行為につきましては、全体の奉仕者たる公務員として到底許されるものではなく、区民の皆様の信頼を大きく損なうものであり、心よりお詫びいたします。

区は、現在も事実確認の調査を行っているところであり、調査終了後、厳正に対処してまいります。今後、このようなことが再発することがないように、区役所全体で服務規律の確保と綱紀粛正の徹底を図り、区民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

5. 白石高士教育長のコメント

このたびの公益通報に基づく調査において、教育委員会職員による重大な不適切行為が複数確認されました。教育長として、これまで適切かつ十分な対応をとらず、区民の皆様や関係者の皆様の信頼を裏切ることとなり、心より深くお詫び申し上げます。

今後、教育委員会といたしましては、組織体制の抜本的な見直しを含め、再発防止に向けた取り組みを進め、区民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

【問い合わせ先】

総務部コンプライアンス推進担当	03-3312-2111 内線1431
教育委員会事務局庶務課	03-3312-2111 内線1601
総務部広報課	03-3312-2111 内線1502